

2015年の中国金融業 10大ニュース

中国投資銀行部中国調査室

メインピックス..... 2

2015年の中国金融業 10大ニュース 2

- 2015年12月22日付けの経済専門紙-「金融時報」は2015年の中国金融業ニューストップ10を選出した。10大ニュースには(1)人民元が特別引出権(SDR)構成通貨に採用、(2)預金金利の上限撤廃、(3)「普惠金融発展計画(2016~2020年)」を可決、(4)預金保険制度の実施、(5)「政策性銀行改革方案」を可決、(6)「インターネット金融の健康的発展に関する指導意見」を発表、(7)預貸比率の撤廃、(8)株式市場の異常変動に各部門が協力して安定維持を図った、(9)保険料の市場化改革、(10)人民元クロスボーダー決済システムのリリースといったことが選出された。本稿では、同紙の報道内容をもとに、金融業10大ニュースの内容を解説し、昨年1年間の中国金融業の動向を回顧してみたい。

君合の中国法コラム..... 10

一人っ子政策の廃止およびその企業人事管理への影響..... 10

- 2015年10月29日、中国共産党は党中央委員会第5回全体会議(5中全会)において、30年以上に渡って実施し続けてきた一人っ子政策をついに廃止することを決定した。これを受けて、2015年12月27日、中国の全国人民代表大会常務委員会が同日、「人口・計画出産法(改正案)」を可決した。また、これをうけて、広東省が「人口・計画出産法条例」を既に改正したほか(2016年1月1日より施行)、各地でそれぞれの地方規定の改正が急がれている。
- 改正案では、2016年1月1日以降、すべての夫婦が2人目の子供を持てることを認めるほか、「晩婚晩育休暇」の削除等の改正を行った。本稿では、これらの改正ポイント及び企業の雇用、人事管理面への影響を解説する。

BTMUの中国調査レポート(2016年1月) 12

メインピックス

2015年の中国金融業 10大ニュース

2015年12月22日付けの経済専門紙「金融時報」は2015年の中国金融業ニューストップ10を選出した。10大ニュースには(1)人民元が特別引出権(SDR)構成通貨に採用、(2)預金金利の上限撤廃、(3)「普惠金融発展計画(2016~2020年)」を可決、(4)預金保険制度の実施、(5)「政策性銀行改革方案」を可決、(6)「インターネット金融の健全的發展に関する指導意見」を發表、(7)預貸比率の撤廃、(8)株式市場の異常変動に各部門が協力して安定維持を図った、(9)保険料の市場化改革、(10)人民元クロスボーダー決済システムのリリースということが選出された。本稿では、同紙の報道内容をもとに、金融業10大ニュースの内容を解説し、昨年1年間の中国金融業の動向を回顧してみたい。

I. 2015年の中国金融業 10大ニュース

1. 人民元が特別引出権(SDR)構成通貨に採用¹

国際通貨基金(IMF)は2015年11月30日、人民元を米ドル、ユーロ、円、英ポンドとともにSDRバスケットの5番目の構成通貨とすることを決定した。新しいSDRにおける各通貨のウエイトは、米ドルが41.73%、ユーロが30.93%、人民元が10.92%、日本円が8.33%、ポンドが8.09%であり、2016年10月1日より組み入れられる。

要点:

- 人民元のSDR入りにより、短期的に①SDRの交換取引に備えた元買い、②人民元を外貨準備に取り入れるための元買い、③民間における人民元建て金融資産の購入といった人民元需要が生まれる見通しであるが、ただ中国資本市場の規制などを踏まえると、直ちに大規模な元買いにつながるとは思えない。また、中国人民銀行(以下、「PBOC」という)はSDR入り後の市場介入について、人民元の変動が一定幅を超えた場合、或いは国際収支や国際資本流動に異常が発生する場合に介入すると述べ、人民元相場の安定を引き続き維持するスタンスを表明した。
- SDR入りに伴う資本流動について、PBOCは海外からの人民元資産需要の増加といった流入要因と国内企業・個人の海外投資や証券購入などの流出要因が并存しており、ネットベースでの流出入を留意しながら、「資本流入政策」(QFIIやQFII2など)と「資本流出政策」(QDIIやQDII2など)をタイミングよく、バランスよく実行する方針を示した。
- 国内金融システム改革について、人民元のSDR入りの効果を最大化するには中国資本規制の緩和や金融システムの改革が不可欠であり、PBOCは既定方針に従い、国内の金融改革をさらに推し進める方針を示した。長期的には中国金融改革の深化に伴い、人民元の国際通貨としての地位が向上し、中国・ならびに世界金融システムに変革をもたらすことが期待されている。

2. 預金金利の上限撤廃²

PBOCは2015年10月23日、金融機関の人民元預金準備率の引下げと同時に、預金金利の上限撤廃を發表した。

¹ 詳細はBTMU(China)経済週報【第280号】をご参照ください。

https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info001/info001_20151210_001.pdf

² 詳細はBTMU(China)経済週報臨時号【第80号】をご参照ください。

https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info005/info005_20151029_003.pdf

要点:

- 金利市場化は中国金融改革における最も重要な一環であり、今回の商業銀行と農村合作金融機関などの預金金利の上限撤廃により、中国の金利コントロールは基本的になくなり、金利市場化は新しい段階へ入っていったと見られている。
- PBOC は預金金利の上限撤廃後も、一定期間内は金融機関の金利決定における参考として引き続き預金貸出基準金利を発表すると同時に、金融市場メカニズムを機能させ、マクロプルーデンス管理の更なる整備を通じ、金融機関が科学的、合理的に価格決定するよう誘導し、公平で秩序ある市場競争環境を維持する方針を示した。
- 今回の預金金利の上限撤廃により、PBOC はこれまで最も有効とされてきたアナウンス効果を持つ金融調節ツールを形式上は放棄することとなった。これは、中国金融改革のマイルストーンとされている。ただ、PBOC は今回の制限撤廃を中央銀行が金利に対して管理をしないという意味ではないとした上で、金利調節ツールを用いる金融市場管理を今後も強化していくと強調した。

3. 「普惠金融発展計画(2016~2020年)」を可決

中央全面深化改革小組は2015年11月9日、「推進普惠金融発展計画(2016~2020年)」を審議、可決した。

要点:

- 中央全面深化改革小組は「普惠金融³」の促進により、金融サービスの普及、および満足度の向上を図り、農民、小型・零細企業、貧困人口、高齢者、障害者などの個人・団体が合理的な価格で便利な金融サービスを受けられることを目指した。また、同小組は市場と政府の役割を十分に発揮し、金融商品・サービスのイノベーションを促し、基礎的な金融サービスを完備し、重点分野の金融サービスを強化すると同時に、普惠金融に適応する法律を整備し、政策の誘導、奨励といった役割を發揮し、監督管理の有効性を向上する方針を示した。
- 目下では、中国の普惠金融はまだ初歩的段階であるが、農村商業銀行、農村信用金庫に対する差別預金準備率の実施や、一定の条件を満たす銀行(「三農」、小型・零細企業向け貸出が貸出全体の一定割合に達した銀行)に対する預金準備率引き下げなど、普惠金融の促進政策は着実に進められている。その他も、各金融機関は農村部での窓口設置など金融インフラの普及、農村部決済システム、農民信用システムの構築にも取り組んでいる。
- 当局は「守本微利」、持続可能な成長」という普惠金融の方向性を打出したが、持続可能な成長を実現するには政府補助に頼ってはならず、利益最大化を目標としてもならない。すなわち、普惠金融企業は比較的弱い立場にある産業、団体に金融サービスを提供することを主な目的としながらも、金融企業自身の財務・経営上における持続可能性も考慮しなければならない。今後、どのようにしてバランスを取るかは、政府と企業が直面する最も大きな課題となるだろう。

4. 預金保険制度の実施

國務院は2015年3月31日、預金保険条例を同年5月1日から実施すると発表した。適用対象は、中国域内で設立した商業銀行、農村合作銀行、農村信用合作社など預金を取り扱う銀行業金融機関で、最高補償

³ 普惠金融の定義は明確にされていないが、普惠金融は機会平等、および持続可能な経営を原則とし、政策上のサポートなどで金融システム、金融インフラを健全化し、合理的なコストで金融サービスを必要とする社会各階級と団体に適切、有効な金融サービスを提供することであるとされている。なお、そのサービス対象は一般的に農民、小型・零細企業、低所得者層、障害者、高齢者などである。

支払限度額は利子を含めて50万元とされている。PBOCによれば、50万元以下の預金者は全体の99.7%を占めており、預金保険上限額が50万元と設定されていれば、大部分の預金者の資産が守られることとなる。

要点:

- 同制度導入の背景について、中国 PBOC は、①システミックリスクの発生を抑制する必要があること、②中国では貯金率が高く、かつ5万元以下の小口預金が多いことから、預金者の利益の保護が必要であること、③預金全額を対象とする保証制度は、銀行のモラルハザードを拡大するだけでなく、市場競争を弱め、中小銀行の発展を阻害し、金融政策の独立性が損なわれるなどデメリットが多いこと、などと解説している。
- 預金金利自由化に伴い、銀行間の価格競争が激しくなり、利鞘が縮小することから、より収益性が高く相応にリスクも高い業務に傾注する銀行が現れることも想定される。そうした中、預金者を保護し、金融システムの安定を維持する預金保険制度の導入は不可欠である。

5. 「政策性銀行改革方案」を可決

國務院は2015年4月12日、「国家開発銀行の改革深化に関する方案」、「中国輸出入銀行の改革深化に関する方案」、「中国農業発展銀行の改革深化に関する方案」を審議、可決した。

要点:

- 方案では、国家開発銀行を開発性金融機関と位置づけており、市場化運営で国家戦略をサポートするもので、開発的なプロジェクトであればいずれもすべて参入可能とされている。今後、「一帯一路」などの国家発展戦略において、より積極的な役割を果たす事が期待されていると思われる。また、国家開発銀行のほか、中国農業発展銀行は政策性業務を主体とし、輸出入銀行は政策性機能の強化が主体であるとそれぞれ強調した。20年あまりの発展により、政策性銀行3行はそれぞれ独自の特徴と業務方式を形成しているが、いずれも変革や調整の時期が迫っている。
- 方案は、政策銀行3行に合理的な業務範囲を策定することを求めた。近年、政策性銀行は政策性業務を行うとともに、一般の商業銀行業務にも取り組んでいる。一部の商業銀行と実質的に競争関係にもなっている。政策性銀行と商業銀行の業務内容がある程度重複することは避けられないだろうが、両者の関係は基本的に補完関係にあり、両者の業務内容に一線を引くべきと見られている。
- 商業銀行と比べ、政策性銀行は自己資本比率といった面で明白な基準がなかった。方案は、輸出入銀行と農業発展銀行に自己資本比率などの管理体制を確立することを求めたほか、すでに監督・管理体制を確立している国家開発銀行にさらなる管理の強化を求めた。政策性銀行に対して、自己資本比率などを導入することは、経営の健全化、金融リスクの防止にとって重要な手段であるが、ただ全くの一般商業銀行と同様に管理基準を適用する必要はなく、闇雲な業務拡大を抑制しながらも、政策銀行の特殊性と戦略性を考え、国家戦略のニーズに順応させる必要があると思われる。

6. 「インターネット金融の健康的発展に関する指導意見」を発表

PBOCなど10部門は2015年7月18日、「インターネット金融の健康的発展に関する指導意見」を発表した。

要点:

- 指導意見によれば、インターネット金融の主体は金融機関とインターネット企業とされ、主な機能は資金の融通、決済、投資、および情報仲介サービスとされている。インターネット金融の役割については、今までの当局の意見発表と対照させると、小型・零細企業へのサポート、ソーシャルイノベーションの推進であり、そのうち、「普惠金融の推進」も1つの重要な役割として取り上げている。
- 「指導意見」の方針に従い、上海市、深セン市など一部地域は詳細な実施方案を発表し、税金の減免、

行政手続きの簡素化等の促進政策を盛り込んでいる。今後、こういった促進策はさらに増えていく見通しで、インターネット金融に従事する企業にとっては追い風となる。

- インターネット金融への監督管理の明確化について、今回の指導意見では、ネット金融に対し「分類管理」の実施を明確にしている。全体的に見て比較的緩和された監督・管理ではあるが、「第三者決済」に対し「すべき」、「してはならない」といった表現を用い、一部の分野において監督管理の厳格化も読み取れる。
- P2Pについても、P2Pのネット貸借の性質を明確にし、P2P契約は契約法、民法に従い、P2P企業が情報仲介と位置づけられ、あらゆる手段での資金集めが禁じられ、資金調達企業の信用を担保してはならないほか、投資者資金の運用にも関与してはならない。その他、同指導意見では、小口貸出企業のネット金融業務を強化することも強調したが、ネット上での小口貸出業務が可能になれば、現段階の小口貸出企業の営業地域規制をなくすことが期待されている。
- ネット金融の監督管理部門が明確ではなく、重大な問題が発生しなければ監督・管理部門も手を出さない。これは確かにイノベーションの推進にプラスである一方、不確実性の累積によるリスクが増大している。指導意見は、内容別に監督管理機関を明確にし、各機関相互の協力も強調した。今後のポイントとして、当局はイノベーションを推進すると同時にいかに投資者の権益を保護するかということである。それには個人情報情報の漏洩、資金の安全、情報の開示、契約の履行が確約されるかといった問題がある。

7. 預貸比率の撤廃⁴

2015年8月29日に行われた第12期全国人民代表大会常務委員会第16次会議で、「中華人民共和國商業銀行法」改正案は審議・可決され、そのうち、20年間実施されてきた商業銀行預貸比率も撤廃された。預貸比率とは、月末・四半期末といった時点の預金残高⁵に対する貸出残高⁶の比率であり、「中華人民共和國商業銀行法」第39条において、商業銀行の預貸比率が75%を超えてはならないと規定されていた。

要点:

- 預貸比率の撤廃により、商業銀行は預貸比率審査をクリアするため月末・期末に資金を集める必要がなくなる。これは月末、期末の大規模な資金流出入を避け、金融市場の安定した金利を維持するほか、金融政策がより有効に市中へ伝達することにもプラスである。
- 預貸比率の下、銀行は利益最大化を求めため、「トンネル貸出」など貸出のオフバランス化が拡大していたが、預貸比率の撤廃に伴いトンネル貸出の必要性が弱まり、貸出が再びオンバランスに復帰すると思われる。そうなれば、当局の流動性状況の把握・およびリスクの事前防止に役立つほか、長期的に金融政策の有効性向上においても効果的であると見られている。
- 預貸比率の撤廃は銀行の潜在的貸出能力の解放も期待されている。預貸比率がすでに70%超となっていた銀行も多く、預貸比率の存在が貸出のさらなる拡大に支障を与えていたからである。もしこれが実現できれば、融資コストを低下させ、景気回復につながるることとなる。
- 預貸比率は撤廃されるが、流動性管理が緩められるわけではない。今後、バーゼルⅢにある流動性カバレッジ比率(Liquidity Coverage Ratio, LCR)⁷、安定調達比率(net stable funding ratio, NSFR)⁸は

⁴ 詳細はBTMU(China)経済週報【第270号】をご参照ください。

https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info001/info001_20150923_001.pdf

⁵ 「預金」には企業預金、民営と個人事業者預金、事業企業預金、政府機関・団体・軍による預金、個人預金、保険会社預入、2009年1月以前の郵政貯蓄協議預金、住宅積立金、一時預金などが含まれる。

⁶ 「貸出」には一般貸出、割引手形、貿易融資、融資リース、非金融機関から購入した売戻資産、当座貸出などが含まれる。

⁷ 流動性カバレッジ比率とは、「30日間のストレス期間に必要な流動性」に対する「適格流動資産」の割合をいう。すなわち、銀行が30日間のストレス期間を切り抜けるのに十分な流動資産を保有しなければならないことである。「商業銀行流動性リスク管理弁法」では、商業銀行の流動性カバレッジ比率が100%を下回ってはならないと規定されている。

⁸ 安定調達比率とは、「所要安定調達額」に対する「利用可能な安定調達額」の割合をいう。言い換えれば、流動性を生むことが期待

主要な流動性監督管理指標とされる可能性が高く、これらの指標は銀行流動性状況をより正確に反映することが期待されている。

8. 株式市場の急変に各部門が協力して対応⁹

上海株式総合指数は、2014年11月以降の金融緩和等を追い風に急上昇し、2015年6月12日には2008年1月以来の高値となる5,166ポイントをつけた後、信用取引に関わる規制強化や新規株式公開(IPO)増加に伴う需給悪化懸念などから下落に転じ、約3週間で約3割下落した。株価急落を受け、政府は、IPOの抑制や中国証券金融股份有限公司への増資などを相次いで打ち出したほか、大手証券会社21社も国内主要株で構成される上場投資信託(ETF)に投資する方針などを発表し、急速な株安に歯止めをかけることに成功した。

図表1 各部門における株式市場安定のための主要対策

7月3日	<ul style="list-style-type: none"> ◎証監会はIPOを一時中止 ◎証監会は中国証券金融股份有限公司への増資、年金、保険、QFIIなど国内外各種長期基金による市場参入を呼びかけ ◎情報開示違反事件の徹底調査などを発表
7月4日	<ul style="list-style-type: none"> ◎証券大手21社が1200億元以上をETFへ投じ、上海総合指数が4,500に戻るまで、保有株式を売却しない方針を発表 ◎中国証券投資基金業協会、投資ファンド25社が株式を積極的に購入し、最低1年間は保有すると発表 ◎中国証券金融は800億元のCPを発行
7月6日	<ul style="list-style-type: none"> ◎人民銀行が株式市場の安定性確保に努める姿勢を示し、システム的な金融リスクを回避すると表明 ◎中国証券金融がさまざまなチャネルを通じて十分な流動性を供給 ◎保監会が保険会社による優良株式の保有上限を引き上げ ◎財政部が株式市場に異常な値動きが見られる間、保有する上場企業の株を売却しないと表明 ◎国資会が中央企業に対し、株価が大きく変動する間、傘下にある上場企業の株を売却しないように呼びかけ ◎証監会が大株主および上場会社の管理層に対し、6ヶ月以内に保有株式を減らさないよう指示 ◎公安部が証監会と悪意の空売りを捜査 ◎銀監会が株式担保融資の期限延長を容認、自社株の買い戻しを行う上場企業に対し、銀行が担保融資を提供することを奨励、中国証券金融にも銀行が融資を提供するよう働き掛ける ◎保監会は保険資産管理会社が信用取引に関連して証券会社に提供している融資について、返済期限の再交渉を認め、期日前に一方向的に返済を強制することを禁止
7月12日	<ul style="list-style-type: none"> ◎証監会は証券口座の開設の実名と身分の確認の徹底、「場外配資」の管理強化

出所：公開資料によりBTMU(China)中国調査室作成

要点：

- 今回の株価下落による中国経済の直接的な影響は限定的とみられる。理由としては、①2015年末の上海総合指数は2014年11月を依然6割上回る水準にあること、②株価と個人消費の関係が弱いこと、③企業の株式市場を通じた資金調達割合が低いことなどが挙げられる。
- 今回の株価乱高下のような資産価格の急激な変動が繰り返される背景には、過剰投資およびその裏側にある過剰貯蓄の存在がある。過剰投資の累積により投資収益率が逡減する中、家計部門の過剰貯蓄が高利回りを求める構図は続いており、今後も何らかの資産価格の急速な上昇／下落や新しい金融商品のブームといった現象が繰り返される可能性が高い。
- 今回の株価下落への対応として、大手証券会社が国有企業銘柄を中心に株価の下支えを図るなど証券市場改革に逆行する動きをしたほか、企業側の裁量による株式の売買停止が相次ぐなど、透明性を欠く対処が目立った。こうした一連の動きは、投資家の信用低下や証券市場自由化の遅れに繋がりがねず、今後の動向を広く注視していく必要がある。

できない資産を流動性の源となる安定的な調達によってカバーしなければならないことである。銀監会は2011年、商業銀行の安定調達比率が100%を下回ってはならないと規定している。

⁹ 詳細はBTMU(China)経済週報【第262号】、経済週報臨時号【第73号】をご参照ください。

https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info001/info001_20150724_003.pdf

https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info002/info002_20150714_001.pdf

9. 保険料市場化、自動車保険、生命保険料改革が進展

2015年、自動車保険の保険料市場化は6地域で試験的に実施した後、16地域に拡大している。生命保険においては、配当型、無配当型保険料率は相次いで自由化した。保険料の市場化は時代の流れに沿ったもので、保険会社は資本市場の変化に基づく商品開発ができるようになるほか、長期的に消費者権益の保護にもプラスである。

2015年の一連の保険市場改革を通じて、監督官庁である保監会のスタンスも窺える。すなわち、保険会社の保険商品開発にかかる制限をなくし、市場化でイノベーションを促進すると同時に、明確な監督管理基準を制定し、市場の公平、公正、公開を確保し、政府の監督管理と市場競争のバランスを取ることを重視している。なお、保険料改革は今後も漸進的に推進し、問題点を改善しながら推進していく方針を示した。

図表2 保険料改革関連政策一覧

2月3日	保監会は「自動車保険料の管理制度改革の深化に関する意見」を発表した。「意見」では、今後の自動車保険料改革が市場化に従い、消費者の権益を保護し、着実に改革を推進する方針を示した。
2月3日	保監会は「万能型生命保険(デリバティブ付き生命保険)保険料改革に関する通知」を発表した。「通知」では、2015年2月16日より、万能型生命保険の最低保障金利は保険会社がブルデンシャル原則に従い決定し、上限は3.5%/年とされた。
8月6日	国务院の許可により、無配当型生命保険料改革がスタート。
9月28日	保監会は「配当型生命保険料改革に関する通知」を発表し、配当型生命保険の保険料率は、保険会社がブルデンシャル原則に基づき決定する方針を示した。

出所：公開資料によりBTMU(China)中国調査室作成

10. 人民元クロスボーダー決済システム(CIPS、1期)がリリース

人民元クロスボーダー決済システム(CIPS、1期)がリリースされた。CIPSは国内外の金融機関の人民元クロスボーダー、およびオフショア業務に資金清算、決済サービスを提供し、金融インフラ建設の重要な一環である。CIPSの構築は2期に分かれており、1期目には人民元クロスボーダー業務の利便性向上、クロスボーダー貨物貿易とサービス貿易決済、クロスボーダー直接投資、クロスボーダー資金調達とクロスボーダー個人振込みが含まれる。

要点：

- CIPS がリリースされる前に、人民元のクロスボーダー決済は主に国内決済に用いる大口決済システムを使用していたが、近年人民元のクロスボーダー決済が急増し、旧来の決済システムでは対応しきれなくなりつつある。CIPS は専門の人民元クロスボーダー決済システムであり、効率化と利便性の向上により、国際市場における人民元競争力の向上に拍車をかけ、人民元が国際通貨となる基礎付けとなることが期待されている。
- CIPS のリリースにより、当局は人民元の流出入をより正確に把握することができ、リスクの発見・対応にプラスとなる。また、その他の国際決済システムへの依存度を減少し、海外からの圧力と制裁による影響を減らすことができ、国家金融システムの安定維持に重要な意義を持っていると見られる。

II. 2016年の金融改革展望

2015年11月に行われた中国共産党第十八回五中全会では、「国民経済・社会発展の第13次五カ年計画の制定に関する中共中央の提言(以下、「提言」という)」が発表された。第12次五カ年計画と比べ、第13次五カ年計画(以下、「十三・五」という)期間の金融改革に対する政府のスタンスは「深化」から「加速」へ移行し、改革の重点も「経済の周期変動を安定化する金融管理制度のフレームワークを構築することから、「実体経済への金融サービスの効率を向上することへ移行していく方針へと変わった。「提言」を踏まえ、十三・五期

間の金融改革について以下のポイントを考えられる。

- 「提言」では、十三・五期間、総量の調整と特定分野向けの政策を並行し、ピンポイントなサポート措置を採り、適切に微調整する方針を示している。今まで PBOC は、「三農」、「小型・零細企業」向け貸出が一定割合に達した銀行に対し、預金準備率の引き下げを実施しており、今後、その適用範囲は「三農」、「小型・零細企業」のほか、国家戦略新興産業も対象にされる可能性があり、実体経済をサポートする役割をより発揮させる方針と見られている。
- 金利について、PBOC はすでに預金金利の上限を撤廃しており、今後、PBOC は新たな金利形成システムを整備し、金融政策がよりスムーズに市場へ伝達することに取り組むと見られる。また人民元為替レートについては、人民元国際化の進展に伴い、PBOC は人民元為替レートをより弾力的なものにしながら、均衡的、持続可能な水準へ誘導すると見られるが、PBOC は為替市場への介入を放棄したわけではなく、大幅な人民元安、資本流出入に異常が生じた場合に介入し、大幅な人民元安にはならないと見られる。
- 中国の金融システムの問題により、企業の資金調達は間接金融に頼っており、特にそのうちの大部分は商業銀行貸出であり、2015 年、社会融資総額に占める銀行貸出割合は 70%前後で推移してきた。「提言」では、十三・五期間、企業の直接金融比率がより向上することを目標として挙げている。それに向け、今後、IPO 登録制度改革、社債発行の利便性向上、エクイティファイナンスの拡大といった方策が進められると見込まれている。
- 近年、P2P やマネーフンドなど金融機関は多元化しているが、それに伴う金融リスクの拡大にも相応の留意を払わなければならない。2015 年、株式市場の急変や相次いだ P2P 企業の倒産から、中国の金融監督管理が改善される余地があることが示される。今後、監督管理部門は各自の担当分野だけでなく、部門間の協力も強化していき、リスクの蔓延を避け、金融システムの安定に取り組むことが不可欠である。なお、その具体的措置の 1 つとして、「一行三会」(人民銀行、銀行業監督管理委員会、証券業監督管理委員会、保険業監督管理委員会)の監督管理体制をより集約したものに移行するといった改革も予想されている。

なお、PBOC は 2016 年 1 月 8 日、2016 年金融工作会議を開催し、今年の主要目標として、「引き続き穏健な金融政策を実施し、社会融資規模を適切に拡大させ、金融改革の推進に注力し、金融リスクの防止に取り組み、金融サービス・金融管理の水準を向上し、経済、金融のより高水準で、より効率的、より公平で持続可能な成長を目指す」といった目標を打出した。詳細は以下の通りである。

図表3 2016年の主要任務

図表3 2016年の主要任務	
1	穏健な金融政策を実施し、良好な金融環境を構築する；各種の金融ツールを有効活用し、銀行システムの流動性充足を確保する；関連政策・金融ツールを用い、重点分野へのサポートを強化し、社会融資コストの引下げ、経済の構造調整を促進する。
2	与信構造を改善し、実体経済の活性化をサポートする；与信政策と産業政策の調和を強化する；貧困者向けの金融サービスを強化する
3	重点分野改革を深化し、改革で経済成長を牽引する
4	金融市場化、イノベーション、規範化を推進する
5	金融リスクを防止・解消し、金融安定を維持する
6	人民元国際化のさらなる推進
7	グローバル金融システムへの参加を深化し、金融業のさらなる開放を促進する
8	外貨管理体制の改革に取り組み、外貨備蓄の運営・管理を改善する
9	金融インフラ建設を強化し、金融サービスと管理水準を向上する
10	内部管理を強化し、効率を向上する

出所：PBOCによりBTMU(China)中国調査室作成

2015年は「波乱万丈」な一年であったにもかかわらず、中国の金融改革は着実に進展することができたといえよう。2016年は第13次五カ年計画の初年度であり、資本取引の開放、為替レート、金利市場化、監督管理体制といった分野における金融改革のさらなる進展が期待されている。

三菱東京UFJ銀行(中国) 中国投資銀行部
中国調査室 余興

君合の中国法コラム

一人っ子政策の廃止及びその企業人事管理への影響

1970年代後半から実施されてきた一人っ子政策は、少数民族、一定の条件を満たした再婚等の場合を除き、基本的に一組の夫婦は子供を一人しか持てないとされ、違法である二人目の出産には高額な罰金(中国語: 社会扶養費)、政府系組織に勤める場合は、雇用関係を解除する等の罰を課すと同時に、法令を順守する場合には、優遇策(例えば一人っ子奨励費、晩婚晩育休暇等)を設けてきた。近年、中国では労働人口の継続的な減少が生じ、急速に高齢化しつつあることが問題視され、2015年10月29日、中国共産党は党中央委員会第5回全体会議(5中全会)において、30年以上に渡って実施し続けてきた一人っ子政策をついに廃止することを決定した。これを受けて、2015年12月27日、中国の全国人民代表大会常務委員会が同日、「人口・計画出産法」改正案(2016年1月1日施行、以下、「改正案」という)を可決した。また、これをうけて、広東省が「人口・計画出産法条例」を既に改正したほか(2016年1月1日より施行)、各地でそれぞれの地方規定の改正が急がれている。

改正案では、2016年1月1日以降、すべての夫婦が2人目の子供を持てることを認めるほか、「晩婚晩育休暇」の削除等の改正を行った。本稿では、これらの改正ポイント及び企業の雇用、人事管理面への影響を解説する。

I. 改正点

①一人っ子政策の廃止

2016年1月1日以降、従来の一人っ子の出産を提唱するという規定から、第二子の出産を提唱することに変更した。

②一人っ子出産の奨励を撤廃

2016年1月1日以降、「一人っ子父母光栄証」の発行を撤廃した。なお、従来、光栄証を取得すれば、地方によって基準が異なるが、会社が一人っ子奨励費を支給することが要求されていた例えば、上海の場合は、社員の子供が16歳になるまで、会社が毎月30元を支給することが義務付けられていた。

③避妊・出生調節措置を取ることに、強制的表現から任意的表現に変更した。

④晩婚休暇の廃止

従来の晩婚に関する優遇を撤廃した。従来、男性25歳、女性23歳以上の初婚の場合は、晩婚とされ、奨励策として通常の結婚休暇(3日間)に加え、晩婚有給休暇制度を実施してきた。なお、この晩婚休暇の日数は地方によって基準が異なり、例えば、上海、天津では7日間、広州では10日間と規定されていた。2016年以降に結婚する場合は、晩婚休暇の扱いを取り消すことになった。

⑤晩育休暇の廃止

「晩育」とは、若年での出産を抑制するために設けた制度で、24歳以上の女性が第一子を出産することをいう。従来、晩育の場合は、通常の産休に加え30日の有給休暇が付加されたが(地方によって若干異なっている)、改正案では、これを撤廃した。

II. 企業の雇用、人事管理面への影響

上述の改正ポイントが、企業の雇用、人事管理面に与える影響は以下のように考えられる。

①就業規則の改正

1. 従来の就業規則では、第二子の出産について就業規則に違反する旨の規定があれば、それを削除する必要がある。また、再生育の手続きを行わずに第三子を出産する場合は、基本的に改正後の「人口・計画出産法」に違反することになるが、労働法の分野において「人口・計画出産法」に違反することを理由に、企業が従業員に対し解雇等処分を下す場合は、状況に応じて労働仲裁または訴訟ではこの企業による処分行為が認められない場合があるため、処分に当たっては慎重に運用することが望ましい。

また、従来、再生育の手続きを行わないで第二子を出産する場合は、多くの企業では病欠休暇または私用休暇扱いとしてきたが、2016年1月1日以降、法定の産休休暇(98日)及び関連の生育手当(生育保険に加入すれば、生育手当を生育保険基金より支給される)を支給する必要がある。よって、就業規則では、2016年1月1日以降の法令上の要求に合致しない、または矛盾している表現があれば、それを修正する必要がある。なお、第三子を出産する場合は、休暇を与えるべきであるが、所在地の地方規定に特別な規定がなければ、依然として医療休暇または私用休暇扱いにすることができると考える。

2. 2016年1月1日以降、晩婚休暇、晩育休暇に関連する待遇が撤廃されたため、会社の就業規則上、関連の休暇規定を削除することができる。もちろん、企業の福祉制度として従来通りの晩婚晩育休暇の関連規定を残すこともできる。
3. 一人っ子奨励費の規定を削除する。

なお、上記就業規則の関連規定を修正する際、労働契約法第4条に定める民主的プロセス及び公示プロセスを経る必要があるため、留意する必要がある。

②雇用、人事管理面について

第二子の出産を認めることで、女性に対する雇用方針を多少なりとも変更しようとする企業が出てくることは否定できない。また、近い将来、ベビーブームが到来する可能性があるため、女性を多く雇用する企業では、従業員が休暇をとる時間が多くなり、人手不足に陥る可能性も否定できない。

また、法律上、企業は生育保険への加入が義務付けられているが、実務上、法の執行が厳しくない一部の地区では、加入していない企業が多数存在している。生育保険に加入すれば、生育手当の支給は、国の生育保険基金から支給されることになるが、同保険に加入していなければ、企業が負担する必要があるため、一人っ子政策の廃止を機に、生育保険に未加入の企業はこれに加入することを勧める。

馬軍 君合律師事務所パートナー

君合律師事務所は中国、海外に事務所を持つ中国最大級の事務所、国際法律連盟(ILASA)より6年連続で中国のベスト弁護士事務所金賞に選ばれている。馬軍弁護士は、早稲田大学法学研究院にて法学修士を取得後、日本の法律事務所勤務を経て2015年4月から君合律師事務所パートナーに就任。外商投資、M&A、再編撤退、労務管理の分野に強い。



(本レポートの内容は個人の見解に基づいており、BTMUCの見解を示すものではありません)

BTMU の中国調査レポート(2016年1月)

- BTMU 中国月報(2016年1月号)

<http://www.bk.mufig.jp/report/inschimonth/116010101.pdf>

国際業務部

- ニュースフォーカス(2016年1月号)

香港税関、中国のFTAにおける中継貿易促進策を発表

https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info005/info005_20160113_001.pdf

香港支店・業務開発室

- 経済調査室レポート

各国の経済指標と図表で見る新興国の経済パフォーマンス(2016年1月号)

https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info001/info001_20160108_001.pdf

経済調査室

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 中国投資銀行部 中国調査室
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大廈4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214